

介護保険運営 協議会委員 決まる

小平市介護保険運営協議会の委員が、左表のとおり決まりました。委員は、介護保険の円滑な運営および推進を図るため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進、地域包括支援センターの運営、地域密着型サービスの指定などを検討します。

介護保険運営協議会委員 (50音順、敬称略)

氏名	氏名	氏名
井上 斉	川上 政子	多賀谷 守
上原 健嗣	久保田 進	林田 良子
小川 容子	佐田 恵子	比留川 実
落合 高幸	清水 太郎	松川 茂雄
金子 恵一	下村 咲子	渡邊 浩文

介護 保険 認定調査員を募集

勤務日 8月1日～平成31年3月31日(再任あり) 主に平日の午前9時～午後6時の都合のよい時間
応募資格 介護支援専門員、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有し、都道府県の介護保険認定調査員新規研修を受講済みの方
募集人数 若干名
報酬 1件につき4千円
申込み 7月6日(金)までに、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、問合せ先へ持参
※所定の用紙、要項は問合せ先にあります。詳しくは、お問い合わせください。
問合せ 高齢者支援課☎(346)9759

心身障がい者 自動車ガソリン費の 補助 請求 を

月50円を限度として1円につきガソリン税額相当分54円を補助します。
申込み 7月2日(月)から10日(火)までに、4月～6月分の領収書と印鑑、決定通知書兼受給者カードを持参のうえ、障がい者支援課(健康福祉事務センター1階、東部・西部出張所)へ
問合せ 障がい者支援課☎(346)9540、FAX☎(346)9541

心身障害者福祉手当 現況届の 提出 を

現在、小平市中心身障害者福祉手当を受けている方に、6月11日に心身障害者福祉手当現況届を発送しました。7月10日(火)までに提出してください。
この現況届は、現在手当を受けて

臨時職員を募集

◆学童クラブ
勤務内容 市立小学校に併設している学童クラブでの指導員の補助および小学校低学年児童の保育
勤務期間 6月～8月31日(金)
※日曜日、祝日を除く。希望により9月以降の勤務も可。勤務日などは、後日調整のうえ決定。
勤務時間 平日(7月20日(金)まで)：午後2時前後～6時
平日(7月23日(月)～8月31日(金))：▽午前8時15分～午後1時45分前
後▽午後0時30分～6時
土曜日：▽午前8時30分～午後1時30分
▽午後0時30分～6時
応募資格 18歳以上(高校生を除く)の健康で、障がい児などにも理解のある方
募集人数 30人程度

国民年金

国民年金 保険料の猶予・免除申請のご利用

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の免除制度や納付猶予制度があります。納付猶予制度は平成27年度分まで(平成28年6月分まで)は30歳未満の方、平成28年7月分から平成37年6月分までは50歳未満の方が対象となります。
平成30年度(平成30年7月分～平成31年6月分)の申請は、7月2日(月)から受付を開始します。
また、学生は、申請により在学中の納付が猶予される学生納付特例制

賃金 時給1千500円

◆夏休み 市立保育園
勤務内容 市立保育園での保育補助
勤務期間 7月17日(火)～8月31日(金)の保育課の指定する日
勤務時間 平日の午前8時30分～午後5時
賃金 時給1千500円(有資格者は1千500円)
申込み 履歴書または申込書(写真貼ったもの)、保育士資格のある方は資格証の写しを問合せ先へ本人が持参
※7月2日(月)までに、応募された方を優先。その後は、欠員が出た場合に選考対象となります。
問合せ 保育課☎(346)9544

いる方が、引き続き手当を受けられるかどうかを決める大切なものです。提出のない場合、手当の支給を受けることができなくなることもありますので、必要事項を記入のうえ、期限までに必ず提出してください。
問合せ 障がい者支援課(健康福祉事務センター1階)☎(346)9540、FAX☎(346)9541

振り込みの確認を 児童手当・児童育成手当

平成30年5月分までの児童手当、児童育成手当(育成手当、障害手当)を受給している方に、6月8日に指定の口座に手当を振り込みました。
※出生、転居、離婚、婚姻、障害状態の変更などにより、支給要件に該当、変更、非該当となる可能性がある方は、申請または届出が必要で、詳しくは、お問い合わせください。

平成30年9月採用 嘱託職員募集

職 種	採用予定人数	応募資格
1 学童クラブ指導員	3人	昭和33年4月2日以降に生まれた方で、保育士、小学校教諭などの資格を有する方 ※詳しくは募集要項をご覧ください。
2 就学相談員嘱託職員	1人	臨床心理士の資格を有し、発達検査(WISC-IV、田中ビネーV)の実施および報告書の作成が可能な方
3 保育園看護師嘱託職員	1人	看護師の資格を有する方
4 施設整備課建築技術嘱託職員	1人	一級もしくは二級建築士の資格を有する方、または実務経験が5年以上ある方
5 中央公民館嘱託職員	1人	
6 公民館事務(分館)嘱託職員	1人	
7 地域センター嘱託職員	1人	

職種ほか 左表のとおり
提出書類 採用申込書(縦4枚×横3枚)の写真を貼ったもの、受験票、返信用封筒(本人の宛先を記載し、82円切手を貼ったもの)、資格が必要な職種については、資格を証明する書類の写し
問合せ 職員課☎(346)9514

募集要項・申込書の配布 7月3日(火)まで、職員課(市役所3階、東部・西部出張所)で配布
申込み 7月3日(火)までに、申込書類を問合せ先へ持参
※平成27年度に嘱託職員として採用され、平成29年度で嘱託職員として3年度目を迎えて勤務していた方は、左表の5～7に応募できません。
問合せ 職員課☎(346)9514

問合せ 子育て支援課☎(346)9544
私道の整備 費用を助成
私道は所有者の責任で維持管理されなければならない。市では、市民生活の基盤となる道路の安全性を維持するために、一定の条件を満たす私道の整備に対して補助をしています。
舗装の打ち換えや、排水設備の整備などについて、市が工事費の9割を負担して工事を行います。
※詳しくはお問い合わせください。
問合せ 道路課☎(346)9548

空き地の雑草管理を

空き地に生える雑草は、放置しておくと種の飛散や害虫の発生など、それぞれ弊害が及びます。
◆介護保険運営協議会
とき 7月5日(木) 午後2時から
ところ 健康福祉事務センター2階 第三・第四会議室
定員 10人
問合せ 秘書広報課☎(346)9505

近隣の方の生活環境を悪化させる原因となります。市の条例でも、空き地の所有者(管理者)は、早めに除草するなど、適切な管理を行うように義務づけられています。
◆雑草の除去方法
あき地などの雑草を除去する際は、除草剤の使用を控え、できるだけ草を刈り取るよう、ご協力をお願いします。
問合せ 環境政策課☎(346)9536

審議会などの日程

◆図書館協議会
とき 7月12日(木) 午後2時から
ところ 中央図書館2階会議室
定員 10人
申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)
問合せ 中央図書館☎(346)1246

申込み 当日、午後1時50分から、会場受付(申込み多数の場合は抽選)
問合せ 高齢者支援課☎(346)9823
◆総合教育会議
とき 7月12日(木) 午前10時から
ところ 市役所6階大会議室
定員 10人
申込み 当日、午前9時40分から、会場受付(先着順)
問合せ 政策課☎(346)9503

市報ごだいら7月5日号から すべての世帯へお届け

市では、現在、新聞折込みと郵送でお届けしている市報ごだいらの配布方法を変更して、7月5日号からすべての世帯のポストに直接配布します。
問合せ 秘書広報課☎(346)9505

今月の税 6月

◆市民税・都民税の普通徴収(第1期)
※納付は、7月2日(月)の納期限までにお願います。
※口座振替の方は預金残高を正確にご協力ください。

夜間納税窓口

6月25日(月)に開設
とき 6月25日(月) 午後5時～8時
ところ 市役所2階収納課(入口)

は庁舎北側
※来庁の際は納税通知書をお持ちください。
※夜間窓口では、納税証明書の発行はできません。
問合せ 収納課☎(346)9527・9528